

第2回京都迎賓館の保全等における伝統的スキル活用検討会議

(令和2年12月3日(木) 14:00~16:00開催)

● 2議事 (1) 事務局からの報告事項、(2) 議論いただくポイントについて

○事務局より配布資料の説明

【論点1、契約方式の妥当性について】

- 尼崎委員 先週庭園会議を行ったが、京都市都市緑化協会（以下「緑化協会」という。）が事務局、いろいろな専門家が参加していて、私は監修者の立場、設計者、施工者と問題点を抽出してその解決方法を検討している。確かに第三者というのか、形式的には分離されていないのかもしれないが、論議はちゃんと分離されて行われている。

京都のいろいろな伝統的な庭園を守ってきた基本形は作った人が管理すること、それは当たり前のことである。ただ、設計者と施工者を分離したり、第三者が入ったり、それは現在の世の中の仕組みの中での常識かもしれないが、造園の常識とは違う。その辺のところはものすごく理解が共有しにくい。

作った人が管理するというのは、時間の経過の中で全部蓄積されていくわけであり、庭園管理というものは、ある一定の仕様書があれば他の人も入っていけるという、そんな簡単なものとは違う。

庭を作って育ててきた京都の業界であれば、そうでないと駄目なのだというのが常識。そういう意味でも庭園会議で建設的な意見を交わしている。

- 清水委員 作庭したものは作庭した人が管理するというのは当然理解できるところだが、時間が経ってくるとその作庭者がいなくなったり、あるいは庭も育ててきたりしていろいろと変わってくる部分があるので、実際には文化財と言われるものになると必ずしも同じ業者がやっているということでもない。

そうすると、我々が問題にしているのは、ここは文化財ではなくて作った時の意図をきちんと継承し、育てていくような庭園だと、これは違うのだということが大事だと思う。

この迎賓館の庭の特殊性は何か、これをきちんと明確に打ち出すことによって、作庭に関わった人たちに管理してもらう必要性をもっと強調すること、これができればいろいろ解決するのではないかと考える。

○村上委員 迎賓館の庭園の特殊性はもちろん、作った人、作庭に携われた方の下での管理、手入れが不可欠だという庭園作りの常識というのもきちんと外に説明できることが必要なのだと感じた。迎賓館の庭は、作庭者によって現在も創作活動が続けられているというイメージなのではないか。

作った人でなければ管理ができないもの、あるいはその人以外には技術がなくて維持していくことが困難だということについては、その人に仕事をお願いするほかにない。随契は会計法上認められている制度であり、しっかりと必要性を説明できればいいのではないかとすることを申し上げたい。

○今井座長 入札というのは代替可能な財を提供する事業者がいて、その事業者がいろいろな財を提供しても品質がほぼ一定に保たれているという前提でなければいけない。迎賓館というのは、一般参観をしているが、接遇施設であるし、セキュリティの面も大事だし、いろいろな諸要素がある。普通の公園ではないのだということをきちっと説明する必要がある。

それから、芸術性というか、文化性の発露としても、尼崎、清水両委員が言ったように、これからも成長していくようなところでは作った人の息がかかって繋がっていかなければいけないという、その代替性がなくて、特殊性があって、税金を使っても保っていく価値があるということを説明することによって、理解されるのではないか。

○日下迎賓館長 そのセキュリティの話で一点付け加えると、赤坂迎賓館でも同様の措置を取っている。もちろん、国公賓の方が泊まれるのでバックヤードというか、機密に関わるようなところは限られた業者しかやっていない。それは一般公開でも同様である。実は去年12月にウズベキスタン大統領が公式実務訪問賓客として泊まったときに、やはり先方のセキュリティ担当者は「ここは見せているのか、泊まっているところを見せているのか」とすごく気にする。どこの業者でも入れますみたいなことをやっているのと、例えば、アメリカとかセキュリティにうるさいところはもう泊まらなくなるという弊害が出てくるのではないか、ということを補足させていただく。

○今井座長 私もそれはとても大事なところで、この施設の持っている大きな役割の一つになる。例えば、バッキンガム宮殿とかホワイトハウスも公開している。両方見たが、すごく狭い範囲しか見せていない。大事なところなど聞こうものならつまみ出されるようなイメージである。

それに比べたら、ここはいろいろな方に日本の文化を見ていただくようにしており、その際に入場制限できないとすると、日々維持管理をする際に細心の注意を持って行う必要もあろうかと思う。

今でもやはり日本は性善説で回っていると思うので、入ってくる人がイタズラをすることがないだろうと思って入れているが、仮にあったときにも速

やかにそれを修正して、元を作った人の意図に合ったようなものにしていくということが必要で、もしもそういうところに一般の事業者が財を供給できないのであるならば、それは随契にする必要性があると思う。

これこれこういう仕組みの中で、特殊性があって、これは他に替えがたいものなのだとすることを例えばデータで示していく。後で出てくると思うが、庭園会議での議論のところでの緊張感というのはそういうことを指しているのだと思う。

一旦、仮に一般競争入札をして見かけは安い所が入ってきた。しかし、後になってもう取り返しのつかない不備が出てきたときにどうするのだということになると、長期的には損をしているわけである。

仮に一般競争入札にしたときの弊害例としてこんなものがあるとか、サービスの質が落ちていくとか、人と人のサービスではなく庭という物理的なものが残っていくときに今の状態を残していく、他の公平な事業者があり得ない市場で、市場が合っていないという特殊性があることになる。

- 尼崎委員** 先ほど清水委員がおっしゃった文化財庭園とは違うのだという言い方をしてしまうと、ちょっと問題が出てきてしまう。一つは管理する人の意識の問題なのだが、最初の作庭意図とかそういうものがもう消えてしまっているという状況があり、文化財庭園保存技術者協議会（以下「保存技術者協議会」という。）という文化庁の保存技術の認定団体を十数年前に作った。
- 清水委員** 保存技術者協議会、例えばそちらに所属されている、ある一定のレベルの造園会社を対象にした入札にしたらどうかというように言われてしまうと、それでもいいのではないかという話にならないか。
- 尼崎委員** 保存技術者協議会は後継者の育成機関である。文化財であろうがなかろうが、作庭意図とかをしっかりと踏まえた上での管理をしようということに通じる。
- 今井座長** 私たちは何も後継者を育てることを拒否しているわけではなく、緑化協会と協力しているけれども、そこは評議員（保存技術者協議会）の尼崎先生に頑張ってもらって、人を育てていただくことかなと思う。
- 清水委員** 今回、造営記録を読み直してみたが、この庭園は日本庭園の伝統的な技術、粋を集めているような形で書かれているが、最後のところに現代の日本庭園と書いてある。実は建築のほうは現代和風を目指したというように中村先生なんかはずっと言われてきて、恐らく庭園もそういう要素はあるのだろうと思う。
- 尼崎委員** 中村先生の仰ったことははっきりしている。桂離宮の修理よりこちら（京都迎賓館）は難しい。桂離宮は伝統的なものを復元するだけだけれども、ここ（京都迎賓館）は現代性というのかな。創造性がないといけない。だから、

伝統技能を活用しながら創造性を発揮しないといけないのだと第1回会議でも申し上げた。

- 今井座長 伝統技能と分断された現代的と言い始めると誰でも入れると思ってしまふ。そうではなくて、伝統技能を発展させたところを現代でどう評価するか、解釈に委ねているというように思う。

【論点2 緊張感のある関係性について】

- 今井座長 現状において4業者が一番歴史を踏まえて何をなすべきかを知っているの、後継者を育てていく対象としても4業者に限定されているということになるかと思う。これは、2番目の項目の、緊張感のある関係とも絡む話である。
- 村上委員 現状、緑化協会が事務局を行っている庭園会議であるが、この運営方法を見直して京都迎賓館が直轄で運営することになれば、第三者性が高まるだけでなく、緊張感のある関係構築にも役立つ。
- 日下迎賓館長 庭園会議も、実は契約の中に盛り込まれて、その中で緑化協会が庭園会議の運営もしている。そうすると余計不透明ではないかと。これを外に出して、京都迎賓館の組織だという位置付けにすれば、より第三者的な目で意見が言えるのではないかとということで提案させていただいた。
- 尼崎委員 迎賓館が事務局で、監修者と設計者と棟梁が迎賓館側において、緑化協会と実際に働いている4業者がいるという分け方。
- 清水委員 設計者、監修者と作庭者というのが一体となって作庭に関わっているというニュアンスのほうが本当は実態に近いのではないかと。組織的な、要するに指導集団がいて、佐野藤右衛門さんはかぎ括弧つき作庭者だが、その指導集団には顧問的に指導を仰ぐというような立場で扱うことがもしできればいいのではないかとと思う。
- 今井座長 仕様書の定義を見ている、作庭に携わった者の中にまた作庭者が入っている。この記載はふさわしくないかもしれない。
緑化協会と意見交換を持つようなことがあってもいいかもしれない。どうしているのかということとは聞いておいた方がいいと思う。
また、緊張感を持たせるため、京都迎賓館から緑化協会を通さずに4業者の方からいろいろと意見聴取とかができるようなことを契約上入れておいたりするといいいのかなと思う。
契約方式については、随契ですというときには随契の理由とこの業者に必要性というのを他の一般競争入札との比較において言えるようにしてお

くこと。その際には、今後の後継者発展についても考えていないわけではないということ。

それから、2番目の緊張感ということについて、仕様書と言っても準契約書であると思うので、改めて事業者の方に分かるように各人の役割のために定義づけを最初において、また我々が緑化協会と話し合いをするようなことにしておくと、今年度の進捗としてはいいのではないかと。

● 2 議事（3）自由討議

○事務局より配布資料の説明

①一般公開による「伝統的技能が活用された部位等」の経年変化への対応について

○清水委員 経年変化というのは基本的には味だと思う。変化して当然だと思っている。ただ、今回の場合は一般公開することによって紫外線が直接当たるようになって急激に劣化が進んでいるので、正直な話、みっともないのではないかと。

○今井座長 一般公開するときどこまで何を展示するという合意があるわけではない。本物を見せることは大事で、今回ここに至ったのは仕方がないが、問題は今後も舞良戸を開けた状態を続けるかということであって、劣化するものは賓客のために出さず取っておいてもいいと思う。

②伝統的技能（工芸）に関する若手職人の作品展示をする仕組みについて

○清水委員 こういうこと自体は歓迎すべきことではないかと思うのだが、考え方として、ここの場に合うものを作るのか、どこかで作ったものを展覧会みたいに展示するのか、両方考えてみたほうがいいと思う。

迎賓館の中に、ただ技術の高い人の作品を置くのか、ここの場にふさわしい、ここの「しつらい」を少し生かすためのものを置くのかというのでは全然変わってくると思う。

○松本所長 事務局としてやはり若手工芸家の育成ではないが、迎賓館に展示できるとなると頑張るということになるのではないかと。

○今井座長 どういうような若手を育てるかということと、この場を提供するのがい

いかどうかというのを切り分けたほうがいいかもしれない。迎賓館が主体的に持っていく話ではない気がする。

- 松本所長 今回、これは頭出しという形なので次回以降、また相談させていただく。
- 村上委員 若手工芸家や職人の育成というのは時宜に合うテーマでもある。仕組みも含めて迎賓館として検討していただければと思う。
- 今井座長 先ほど清水委員の言われたのはものすごく重要で、この場に合うものとか、いいものを展示するのか、この場に合うものまでいかなくても迎賓館主体になりテーマを与えてやってもらう。そうすると、審査はものすごくやりやすい。

以上